

9月28日(第6日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時36分、午後5時40分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	天久盛雄	4番	比安次
5番	天石州	6番	仲村
7番	石嶺	8番	石田
9番	石安里	10番	又田
11番	石川	12番	又大宮
13番	伊佐	15番	大宮
16番	伊里	17番	伊城
18番	中里	19番	伊島
20番	仲村	21番	古波

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	島袋全一	助役	後川正	義俊
収入役	沢し安一	事務課長	奥里	将春
財政課長	長真山全	市民課長	仲田	春真
民生課長	長当伊友	水道課長	島	昌
経済課長	長伊佐友	建設課長	島	昌
消防団長	大城			兼

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

事務局長 宮城光雄 書記 知念善光

8. 議事日程は次の通りである。

9月28日(第6日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時36分～午後5時40分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	天久盛雄	4番	安次富盛信
5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稲嶺正辰	8番	石田英正
9番	安里安明	10番	又官正弘
11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	15番	大官城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿
18番	申里幸助	19番	武島行男
20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	島袋全一	助役	松川正義
収入役	沢し安一	総務課長	奥里将俊
財政課長	奥屋好永	住民課長	仲村春信
民生課長	当山全喜	水道課長	国吉真義
経済課長	伊佐友誠	建設課長	島袋昌兼
消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

事務局長 宮城光雄 書記 知念善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第9 議案第29号 市債(庁舎増築債)を越すことについて

日程第3 議案第23号 1966年度宜野湾市才入才出予算について

議長～出席者12名であります。市町村自治法53条により議会は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。(午前10時36分)

議長～議案審議に入る前に、りゆう大のかつらさんがお見えになつておりますのでお話を伺いたいと思います。

議長～暫休憩致します。(午前10時37分)

議長～再開致します。(午前10時37分)

議長～かつらさんにはお忙しい所誠に有難うございました。

議長～引続き議案審議に入ります。議案29号市債(庁舎増築債)を越すことについて、当局よりミスプリントの訂正原入れがありますので資料の差替えを御願致します。事務局長をして手続きをとりたいと思います。

局長～これについて御説明申し上げます。先程当局の方からこの申入れがありました。この案件につきましては、財政委員会の方に付託されておりますけれども、本会議の承認を得まして委員会の手許にある案件の訂正をした形式をふんだものとして差し替えて頂くと云う意味でございますのでよろしく御願致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時35分)

議長～再開致します。(午前11時40分)

議長～継続審議中の議案23号1966年度才入才出予算案の才出の部の第2款彼所費の質疑を許します。

日程第9 議案第29号 市債（庁舎増築債）を起すことについて

日程第3 議案第23号 1966年度宜野湾市才入才出予算について

議長～出席者12名であります。市町村自治法53条により議会は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。（午前10時36分）

議長～議案審議に入る前に、りゆう大のかつらさんがお見えになっておりますのでお話を伺いたいと思います。

議長～暫休憩致します。（午前10時37分）

議長～再開致します。（午前10時37分）

議長～かつらさんにはお忙しい所誠に有難うございました。

議長～引続き議案審議に入ります。議案29号市債（庁舎増築債）を起すことについて、当局よりミスプリントの訂正申入れがありますので資料の差替えを御願ひ致します。事務局長をして手続きをとりたいと思います。

局長～これについて御説明申し上げます。先程当局の方からこの申入れがありました。この案件につきましては、財政委員会の方に付託されておりますけれども、本会議の承認を待たして委員会の手許にある案件の訂正をした形式をふんだものとして差し替えて頂くと云う意味でございますのでよろしく御願ひ致します。

議長～暫休憩致します。（午前11時35分）

議長～再開致します。（午前11時40分）

議長～継続審議中の議案23号1966年度才入才出予算案の才出の部の第2款役所賃の質疑を許します。

議長～暫休想致します。(午前11時41分)

議長～再開致します。(午前11時43分)

8番～交際費の本年度は前年度より300\$の減になつておりますが、その主なる理由を説明願います。

助役～市長に代つて御説明致します。この交際費については、前年度に比較いたしますと300\$の減になつております。その理由についての御質問だと思ひますが、この方は御承知の様に本年度は暫定予算から通常予算に繰り替へる。いわゆる3ヶ月間の行政における暫定康勢期間であつたと、そういう關係で3ヶ月間においては極力市の現状を維持運営するに云う面に主力を注ぎまして対外的な交際費の必要がそう云う状況下において多少少かつたとそういうふうになりますと、新しい機構、新しい施政の康勢から致しますと、9ヶ月そういうふうなることになりまして期間的な年度今云いました本市における特別な状況下にあつたものと関連したものであります。

8番～今回は1500\$となつておりますが一才私これについて要望したい。機關的な市の交際費となりまして、特に12月或は3月は時期的に非常に市としての行事そう云つた面の交際が多々あるだろうと思ひます。ところが前年度の監査立会の場合に見ました時にかん心な4～5月に行つての市としての行事關係における交際があるかと思ひますが、もうすでにその時は交際費の80%は使ひ尽くされて居りまして予算面にはないと云う事があつたんですが、そういう面は今後当局と致しましては、行事計画によりましての交際費の支出を検討されまして市としての高價な交際ですか、そう云うものを考慮してもらいたいと云うふうに要望申上げます。

19番～2款4項の委員会費について質問致します。本年度の場合684\$です。前年度の場合の半分でございますが、同機關の今後の活動について前年度との対照も考えられて一応は予算計上をされていると思ひますが、このい

議長～暫休致致します。(午前11時41分)

議長～再開致致します。(午前11時43分)

8 番～交際費の本年度は前年度より300\$の減になつておりますが、その主なる理由を説明願います。

助 役～市長に代つて御説明致します。この交際費については、前年度に比較いたしますと300\$の減になつております。その理由についての御質問だと思ひますが、この方は御承知の様に本年度は暫定予算から通常予算に振り替へる。いわゆる3ヶ月間の行政における暫定懸勢期間であつたと、そういう関係で3ヶ月間においては極力市の現状を維持運営すると云う面に主力を注ぎまして対外的な交際費の必要がそう云う状況下において多少少かつたとそういうふうになりますと、新しい機構、新しい施政の懸勢から致しますと、9ヶ月そういうふうなことになりまして期間的な年度今云いました本市における特別な状況下にあつたものと関連したものであります。

8 番～今回は1500\$となつておりますが一寸私これについて要望したい。機関的な市の交際費となりますと、特に12月或は3月は時期的に非常に市としての行事そう云つた面の交際が多々あるだろうと思ひます。ところが前年度の監査立会の場合に見ました時にかん心な4～5月に行つての市としての行事関係における交際があるかと思ひますが、もうすでにその時は交際費の80%は使ひ尽くされて居りまして予算面にはないと云う事があつたんですが、そういつた面は今後当局と致しましては、行事計画によりましての交際費の支出を検討されまして市としての高度な交際ですか、そう云うものを考慮してもらいたいと云うふうに要望申し上げます。

19 番～2款4項の委員会費について質問致します。本年度の場合684\$ですね、前年度の場合の半分でございましてが附属機関の今後の活動について前年度との対照も考えられて一応は予算計上をされていると思ひますが、このい

わゆる附属機関の問題に対して今後どう云うふうにこれを活用する考えですか、御説明願います。

市長～委員会活動におきましては、今後同一層研究しあらゆる問題を委員会を通じて解決して行きたいと思っております。

明 役～補促いたします。減額については合併調査会、もう一つの諮問機関がございますが、この方は御承知の様にいわゆる段階にしますと市の調査会と云う段階よりも、協議会既に各市町村で政府から助成も受けて協議会設置がなされておりますので活動の分野になりますと単独と云う分野よりは協議会の分野になると云うことで調査会の費用が計上されなかつたのが大きな原因になっております

19番～予算説明書を見た場合に都計審議会が6回、行財政それから経済審議会が各3回と云うふうに出ておりますけれども今後日政援助その他補助が増額されることによつて都計と云う相当繁忙となると思われます。よつてそういう面のあらゆる諸計画を検討するにおいて、市長といたしましても附属機関そのものをフルに活用することによつて施策遂行上大きな力になるんじゃないかと思ひます。同し様に行財政或は経済面におきましてもそういつた面はやはり既に出来た附属機関そのものを十二分に生かして自分の施策を遂行すると云つた面から考えた場合むしろそう云つた委員会の費用ですか、増額することによつて充分な施策が遂行と云う面にはプラスになると考えますけれども只単にこれが市町村合併推進協議会が出来た事によつてこれだけの減額になつたと云う事自体一寸理解しかねる訳であります。その辺の御説明をお願い致します。

議 長～定数にたつしておりますので只今より午後の会議を聞きます。(午後2時17分)

議 長～3款の質疑を行いたいと思いますがよろしいですか、
(異議なしと呼ぶ)

議 長～それじや3款の消防費の質疑をこれから行います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時18分)

議 長～再開致します。(午後2時50分)

議 長～次は4款について質疑を許します。

15番～都市計画費のですね、中の1目調査費の中の報償費ですね、これの詳しい説明をお願いします。

建設課長～只今の報償費でございますが、これは年末手当でございます。現在建設課の方に建築関係の書記をしている臨時傭人が居ります、それでその一名の年末手当それが800ドル見込んであります、それから後の500ドル、これは前会議において、議会において補立の調査費の技術者を員本から招へいた場合その時に謝礼金として差し上げ様と云う訳で500ドル組んでありましたが、今年度も500ドル組んである訳であります、それで両方で580となつております。

5番～今の説明での500ドルの件は、これは暫定予算として組んであつたと云うんですか、執行済みですか、

建設課長～未だ執行はしてありません。

5番～予定は何月頃来られる予定ですか、

建設課長～予定と致しましては、これは前にもお諮り致しました様

議 長～定数にたつておりますので只今より午後の会議を開きます。(午後2時17分)

議 長～3款の質疑を行いたいと思いますがよろしいですか、
(異議なしと呼ぶ)

議 長～それじや3款の消防費の質疑をこれから行います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時18分)

議 長～再開致します。(午後2時50分)

議 長～次は4款について質疑を許します。

15番～都市計画費のですね、中の1目調査費の中の報償費ですね、これの詳しい説明をお願いします。

建設課長～只今の報償費でございますが、これは年末手当でございます。現在建設課の方に建築関係の書記をしている臨時雇人が居ります。それでその一名の年末手当それが80ドル見込んであります。それから後の500ドル、これは前会議において、議会において埋立の調査費の技術者を日本から招へいした場合その時に謝礼金として差し上げ様と云う訳で500ドル組んでありましたが、今年度も500ドル組んである訳であります。それで両方で580となつております。

5番～今の説明での500ドルの件は、これは暫定予算として組んであつたと云うんですか、執行済みですか、

建設課長～未だ執行はしてありません。

5番～予定は何日頃米られる予定ですか、

建設課長～予定と致しましては、これは前にもお諮り致しました様

様に一応建立についてある程日本の方の建築会社の方にも話し合いが圖ておりました。調査すると、結局建立の認可申請を早くするための調査のために出来るだけ早くやろうと云うふうに考えておりました。それが延びたもので又更に計上した訳です。

5 番～これを去る議会で暫定予算に計上した理由は何ですか。

助 役～この例は暫定予算の方ではですね、減額修正されております。

5 番～私の感違いでありましたので今の質問を取り消します。関連致しまして、その時暫定予算に計上してある理由として本予算を調査する9月までは、それ以前に必要であらうからと云うのが理由でありましたが、それ以前というのは8月であります。すでに8月も経過してやがて10月になつておりますが、この必要として組んだ所の500ドル対象である所の方はございましたか。

建設課長～未だ来ておりません。

5 番～未だ来てないと云うことは暫定予算で修正される前に当局がこれだけの予算を組んであつたのは見通しが立たなかつたのか、当局が勝手に見通しをつけたのか、実際に来る予定であつたんだが相手側の都合で今までに来ないのか、その辺の御説明をお願い致します。

建設課長～向こう相手側の会社の方では一応その目的の技術者を向こうで委任致しまして、それで向こうでこの経験を補う方を御社に派遣しようというふうな考え方で市の方には招へいの依頼状を頂きたいというふうな内容で一応文書が来ておりました。それから後その連絡先の方からもその後どうなつておるかというふうな連絡はございましてその点その事情を話しまして、延べた訳であります。だから現実には来ておりません。

5 番～この件におきましては、去つた議会でも審議された訳で

様に一応埋立についてある程度日本の方の建築会社の方にも話し合いが出ておりました。調査すると、結局埋立の認可申請を早くするための調査のために出米だけ早くやろうと云うふうに考えておりました。それが延びたもんで又更に計上した訳です。

5 番～これを去る議会で暫定予算に計上した埋田は何ですか。

明 役～この何は暫定予算の方ではですね、減額修正されております。

5 番～私しの感違いでありましたので今の質問を取り消します。関連致しまして、その時暫定予算に計上してある埋田として本予算を審査する9月までは、それ以前に必要であらうと云うのが理由でありましたが、それ以前というのは8月であります。すでに8月も経過してやがて10月になつておりますが、この必要として組んだ所の500ドル対象である所の方はこれらありましたか沖縄に。

建設課長～未だ来ておりません。

5 番～未だ来てないと云うことは暫定予算で修正される前に当局がこれだけの予算を組んであつたのは見通しが立たなかつたのか、当局が勝手に見通しをつけたのか、実際に来る予定であつたんだが相手側の都合で今までに来てないのか、その辺の御説明をお願い致します。

建設課長～向こう相手側の会社の方では一応その目的の技術者を向こうで選任致しまして、それで向こうでこの経験を有する方を沖縄に派遣しようというふうな考え方で市の方に招へいの依頼状を頂きたいところというふうな内容で一応文書が来ておりました。それから後その連絡先の方からもその後どうなつておるかというふうな連絡はございましたがその点その事情を話しまして、延べた訳であります。だから現実には来ておりません。

5 番～この件におきましては、去つた議会でも審議された訳で

ありますが、その時議会で修正されたあの時期以後現在に至るまで~~当~~局よりこられる予定であつた相手側に対して文書その他の方法で何らかの連絡をされた事はありますか。

建設課長～これはございません。向こうからきた事はございます

5 番～向こうからの連絡は予定通り来れないと云う様なそ~~う~~い
う内容の連絡でありますか。

建設課長～招へい状が承認が得られなかつたという事は、

5 番～非常に失礼であります。せんぶう様の関係で聞き取れないですがもう少し大きくお願いします。

建設課長～向こうからはその後招へいが出来るような段階にないかと云うふうな問い合わせで来ている訳であります。それでこれは議会とも何々関係はございますのでその都度事情をお話ししてあります。

5 番～それならば、現時点においてその方は来られそうですか

建設課長～招へいについては、市の方がその調査をすると云うことであれば向こうからもその~~専~~關家を送るといつています。

5 番～前議会でわざわざ招へいするからと云う形を取つたら具合が悪いからといつた様な事であつたと私は認おくして
おりますが、今後再びこの項目に計上したいきさは何か
か事情がありますか。

建設課長～本市の場合の増立は認可申請免許申請を出してから期
間がたつておりますのでそれで出来たら調査を早く進めて
免許を取りたいと云う考え方から技術者を招へいした
いと云うふうに考えております。

5 番～調査を依頼するというのが実際の内容でありますか。

ありますが、その時議会で修正されたあの時期以後現在に至るまで当局当局よりこられる予定であつた相手側に対して文書その他の方法で何らかの連絡をされた事はありますか。

建設課長～これはございません。向こうからきた事はございます

5 番～向こうからの連絡は予定通り来れないと云う様なそえいう内容の連絡でありますか。

建設課長～招へい状が承認が得られなかつたという事は。

5 番～非常に失礼であります。せんぶう機の関係で聞き取れないですがもう少し大きくお願いします。

建設課長～向こうからはその後招へいが出るような段階にないかと云うふうな問い合わせで来ている訳であります。それでこれは議会とも色々関係はございますのでその都度事情をお話ししてあります。

5 番～それならば、現時点においてその方は来られそうですか

建設課長～招へいについては、市の方がその調査をすると云うことであれば向こうからもその専門家を送るといつています。

5 番～前議会でわざわざ招へいするからと云う形を取つたら具合が悪いからといつた様な事であつたと私は記しておりますが、今後再びこの項目に計上したいきさつは何か事情があります。

建設課長～本市の場合の埋立は認可申請免許申請を出してから期日がたつておりますのでそれで出米たら調査を早く進めて免許を取りたいと云う考え方から技術者を招へいしたいと云うふうにて考えております。

5 番～調査を依頼するというのが実際の内容でありますか。

建設課長～そうであります。

- 5 番～これはあくまで組立完了までの技術上の問題に重点をおいてあるのか、それとも政府との関係つまり組立を認可出来るまでの諸手続きをそう云つた面に重点をおいておられるのか、或は又もう1点あります。もう1点の方は重要であります。いわゆる資金の裏付、そういつた三つの点を私は申し上げましたが当局としては、どの点に比重をおいてわざわざこの方をこの処に招へいされますか。

建設課長～これはあくまでも認可申請を早く取ると云う前提であります。

- 5 番～認可申請を取る申請をしてあるが、認可を取れない理由は資金の裏付がないと云つた様に私は解しやくしておりますが、今のご説明で認可を取るためだと見ていたとすれば、やはり必要な資金の裏付と云つた事が考えられますが、資金提携共同事業と云つた様な構想まで持つておりますか。貴方々はそういうものまであくまでも関連しておりますか。実はその点が私は知りたいです。資金の裏付けがなくて政府から認可が保留されておると、これが実情だと私は解しやくしております。従つて認可を得る為わざわざ本土からある方を招へいするとすれば、いわゆる財源のねん圓といつた様な問題と関連すると思ひますが、その関連をもつと具体的に答へた場合には市当局と第三者と提携して組立事業をなすと云つた様な事柄が、一応考えられる訳です。そこで当局としては本土招へいを予定しておる方と、何かそういった様な事業遂行に関する提携事業を構想に入れられての上ですか。これは。

建設課長～そうではありません。これはあくまでも。

- 5 番～りゆう球政府から組立事業の認可を得る為にはわざわざ本土からある特定の人を招へいしなくちやいけない理由がありますか。

建設課長～そつであります。

- 5 番～これはあくまで埋立完了までの技術上の問題に重点をおいてあるのか、それとも政府との関係つまり埋立を認可出来るまでの諸手続きをそう云つた面に重点をおいておけるのか、或は又もう1点あります。もう1点の方は重要であります。いわゆる資金の裏付そういつた三つの点を私は申し上げましたが当局としては、どの点に比重をおいてわざわざこの方をこの処に招へいされますか。

建設課長～これはあくまでも認可申請を早く取ると云う前提であります。

- 5 番～認可申請を取る申請をしてあるが、認可を取れない理由は資金の裏付がないと云つた様に私は詳しくしておりますが、今のご説明で認可を取るためだと見ていたとすれば、やはり必要な資金の裏付と云つた事が考えられますが、資金提携共同事業と云つた様な構想まで持つておりますか。貴方々はそういうものまであくまでも関連しておりますか。実はその点が私は知りたいです。資金の裏付けがなくて政府から認可が保留されておると、これが実情だと私は詳しくしております。従つて認可を得る為わざわざ本土からある方を招へいするとすれば、いわゆる財源のねん出と云つた様な問題と関連すると思ひますが、その関連をもつと具体的に答弁した場合には市当局と第三者と提携して埋立事業をなすと云つた様な事が、一応考えられる訳です。そこで当局としては本土招へいを予定しておる方と、何かそういつた様な事業遂行に関する提携事業を構想に入れられての上ですか。これは。

建設課長～そうではありません。これはあくまでも。

- 5 番～りゆう球政府から埋立事業の認可を得る為にはわざわざ本土からある特定の人を招へいしなくちやいかない理由がありますか。

建設課長～それは政府が必要としている資料が、一応実施進行出来る調査を出してくれと云う事でありますので、我々と致しましてはしゆんせつ圖を使つた場合の制がまだございませぬのでそれでこの事業家に依頼してこの資料を策定してもらふとどういうふうにしております。

5 番～結局政府して認可させる為には、そうとう高度の知識を持つておられる技術者の助言を得るといふふうなそういうふうにして解しやくして良いですか、

建設課長～そうであります。

5 番～事業はなしとげる為のいわゆる提携の為じやない。こういうふうにして解しやくしてよいですか。

建設課長～そうであります。

5 番～はい分かりました。

19 番～1 日の道路維持、修繕費の26節原材料費についてお伺い致します。この説明資料を見て見ますと石粉代が1600立方メートルの分がございませぬが、去つた一週間の中でもお聞き致しましたが現在の道路そのものが私見の見る目では、実際は石粉はあり余つておるといふふうな見方をしております。その道路面が悪いといふのもグレーター或はブルを十分に活用し、かつ又舗入した所のローラーでりつばに締めて行けば路面そのものを完全に整備すれば、かえつて現在の石粉は何処に持つて行くか心配する位だと思ひます。1600立方ですか。と申しますとこれは多額ないわゆるそうとうの何になると思ひますが、そこらへこの石粉代そのものは何か別の方向にいわゆる道路修繕費でもありますけれども、石粉代そのものを何処かに転用して、もつと効果的ないわゆる道路維持といふのが出来はしないかどうか。そこらへんについて。

建設課長～お答え致します。道路の維持管理であります。一応

建設課長～それは政府が必要としている資料が、一応実際施行出
米る調査を出してくれと云う事でありますので、我々と
致しましてはしゆんせつ船を使つた場合の例がまだござ
いませぬのでそれでこの事業家に依頼してこの資料を策
定してもらふところいうふうにしております。

5 番～結局政府して認可させる為に、そうとう高度の知識を持
つておられる技術者の助言を得るといふふうなそうい
うふうに解しやくして良いですか、

建設課長～そうであります。

5 番～事業はなしとげる為のいわゆる提携の為じゃない。こう
いうふうに解しやくしてよいですか。

建設課長～そうであります。

5 番～はい分かりました。

19番～1日の道路維持、修繕費の26節原材料費についてお伺
い致します。この説明資料を見て見ますと石粉代が1600
立方メートルの可がございしますが、去つた一般質問の中
でもお聞き致しましたが現在の道路そのものが私しの見
る目では、実際は石粉はあり余つておるところいうふう
な見方をしております。その道路面が悪いというのもグ
レーダー或はブルを充分に活用し、かつ又購入した所の
ローラーぞりつばに締めて行けば路面そのものを完全に
整備すれば、かえつて現在の石粉は何処に持つて行くか
心配する位だところ思います。1600立方ですか。
と申しますとこれは多額ないわゆるそうとうの何になる
と思ひますが、そこらへこの石粉代そのものは何か別の
方向にいわゆる道路維持修繕費でもありますけれども、石
粉代そのものを何処かに転用して、もつと効果的ないわ
ゆる道路維持というのが出来はしないかどうか。そこら
へんについて。

建設課長～お答え致します。道路の維持管理であります。一応

現在道路をグレーターで一応しきまして、**てん**を出していき
くと云う場合であります。一応そこから出る石粉は別
にも使われるとありますが、向匠に敷かれてい
石粉がどう云う質の石粉であるかと云いますと、**え**ば
土が混ざつたり色々してありますと、どうしても入れか
えをする場合が出て来ると、若しくは又アスファルトを
将来敷くと云う様な場合も考えますとどうしても或る程
度石粉を深く入れて行かんといかん。道路も出で来ま
ので現在アスファルトを敷く場合は**20**も手から**30**
も手の深さは、どうしても入れておかなければいかな
い訳です。それで現在の高い所の部分は今も石粉では
ありますけれども、**削**つて行つた場合の下側は場合によ
つてはあさく敷かれていますと云う場合がある訳であり
まして、そういう場合にもこの石粉を必要としますので、
現年になみやつている訳であります。それからこの合
算にしまして大体**29**1台になりませんが、現在各都府に
配給しておるのが、大体**300**台位になつております
それで道路工事を多くやろうと云う場合においては、石
粉も半々減らしたつてもりではございしますが、や
つぱり計上しますと、ある程度という訳で**現**年
に計上した訳であります。

市長～**補**足をしますが、これは農道の方にそういう所の石粉が
足りませんので街の方は出るだけこのアスファルトを
云う考えであります。

19番～申し上げたのは、これは都市地区或は農道何れの道路
を見てもですね、いわゆる何ですか、わだちの後にはくぼ
んでその石粉は今更には排水ころの所に盛つてですね、充
分あつちこつち道路を巡らねば**也**ばですね、背けるど
と思んです。私**の**申し上げる事は石粉が多過ぎると云
うのは市の全体的な道路に適用するんじゃないかと、只
農道ではもつと要るんだと云うてですね、或は又要るか
も知れませんが、幾いものな量からした場合はつた様
ね、或はどろがまざつて使いなならないと云つた様
な当初の課長の説明は道理かも知れませんが、只単に
石粉と云つた場合にはもち論余るんじゃないかとそうい

現在道路をグレーダーで一応きましてしん出をしていくと云う場合であります。1 応そこから出る石粉は別にも使用は出来ると思ひますが、向匠に敷かれています石粉がどう云う質の石粉であるかと云いますと、例えば土が混ざつたり色々しておりますと、どうしても入れかえをする場合が出て来るし、若しくは又アスファルトを将来敷くと云う様な場合も考えますとどうしても或る程度石粉を深く入れて行かんといかん。道路も出て来ますので現在アスファルトを敷く場合は20センチから30センチの深さは、どうしても入れておかなければいけません。それで現在の高い所の部分はもちろん石粉ではありますけれども、消つて行つた場合の下側は場合によつてはあさく敷かれていますと云う場合がある訳であります。そういう場合にもこの石粉を必要としますので、現年度なみにやつている訳であります。それからこの台数にしまして大体291台になりますが、現在各部落に配給しておるのが、大体300台位になつております。それで道路工事を多くやろうと云う場合においては、石粉も半々使つたと、減らしたつもりではございしますが、やつぱり計上しますと、ある程度という訳で現年度なみに計上した訳であります。

市長～補促をしますが、これは農道の方にそういう所の石粉が要りますので街の方は出来るだけこのアスファルトをと云う考えであります。

19番～申し上げたいのは、これは都市地区或は農道何れの道路を見てもですね、いわゆる何ですか、わだちの後にはくぼんでその石粉は今度は排水こうの所に盛つてですね、充分あつちこつち道路を広くならねばですね、^{けるど}と思ひます。私しの申し上げる事は石粉が多過ぎると云うのは市の全体的な道路に通用するんじゃないかと、只農道ではもつと要るんだと云うてですね、或は又要るかも知れませんが、総体的な量からした場合にですね、或はどろがまざつて使ひものにならないと云つた様な当初の課長の説明は道理かも知れませんが、只単に石粉と云つた場合にはもちろん余るんじゃないかとそうい

うふうに考える眼です。その点はそれだけにしておきます。それから橋梁新設改良費ですね、どの程度の橋を予定されているのか、そこら辺をお願いします。

建設課長～これは真栄原と嘉敷の旧県道の後に橋がかかつておつたそうではありますが、その橋台が未だ残っております。それで片方がぐずれておりました。片方はまだ合は残っております。それでこれを橋台を短縮致しまして、それに出ればコンクリートでやつたらどうかというふうにも考えております。それでこの取り付道路にいくらか補修費が必要ですので、それで道路の幅員は大体4メートル位、普通自動車はなるべく通らない方がよいんじゃないかと云うふうに考えております。

19番～コンクリートですか、

建設課長～コンクリートでやろうと思っております。

19番～コンクリートで1200ドルですか、

建設課長～大体今の2～3回調査して見ましたが、大体コンクリートが良いんじゃないかと思えます。又その所ははつきりした数字はまだ出ないですが、当初は木橋でやつても充分じゃないかと思つておりました。又農道でもあつるし、それからほうふうのために道路が古くなつた場合にふ敗した場合に困ると云うふうにも考えて検討した訳であります。

19番～5目の需要費に移りますが、總体的に1,700ドル減つておりますけれども需要費がいわゆる仕事は従来よりも多くやつてこういつた費用が少なくなると云う事は大変結構であります。どういう部門が前毛原より減つておるかですね、

建設課長～これは減つて行きますのは相当量ございまして、1番大きいのはから拾い上げて御説明致します。1番大きい点は23節の修繕費でございまして、それが約1000ドル減

うふうに考える訳です。その点はそれだけにしておきます。それから橋梁新設改良費ですね、どの程度の橋を予定されているのか、そこら辺お願いします。

建設課長～これは真栄原と嘉敷の旧県道の後に橋がかかつておつたそうではありますが、その橋台が未だ残っております。それで片方がぐずれておりました片方はまだ台は残っております。それでこれを橋台を短縮致しまして、それに出ればコンクリートでやつたらどうかというふうにも考えております。それでこの取り付道路にいくらか補修費が要りますので、それで道路の幅員は大体4メートル位、通学道路車はなるべく通らない方が良いんじゃないかと、うふうに考えております。

19番～コンクリートですか、

建設課長～コンクリートでやろうと思っております。

19番～コンクリートで1200ドルですか、

建設課長～大体今の2～3回調査して見ましたが、大体コンクリートが良いんじゃないかと思えます。又その所ははつきりした数字はまだ出ないですが、当初は木橋でやつて充分じゃないかと思つておりましたですが、又農道でもあるし、それからぼうふうのために道路が古くなつた場合にふ敗した場合に困ると云うふうにも考えて検討した訳であります。

19番～5目の需要費に移りますが、総体的に1,700ドル減っておりますけれども、需要費がいわゆる仕事は従来よりも多くやつてこういつた費用が少なくなるかかると云う事は大変結構であります。どういう部間が前年度より減つておるかですね、

建設課長～これは減つて行きますのは相当量ございますが、1応大きいの中から拾い上げて御説明致します。1番大きい点は23節の修繕費でございます。それが約1000ドル減

つております。これは車りようの修繕費でございます。
それから3箇の給料でございます。それが約5,000ドル減
つております。

19番～この給料は500ドル減つたと云うのは、どう云う事ですか
今度ローラーも働かすれば一応給料も増えると思うが、

建設課長～これは前年度も1名採用する予定でありましたが、
それがそのまますえおきになつておる関係上減つておりま
す。

19番～そうすると今度は、区画整理、都市計画そういった道路
技術の面で相当重税を要すると思うんですがね、それに対
する入件費が結局去年は2000ドル余り。

建設課長～去年が3930ドルであります。

議長～暫休憩致します。(午後3時10分)

議長～再開致します。(午後3時12分)

4番～1項の4目であります。排水工事費が前年度に比べて、
5,000ドル余りも削減になつております。去つた大あめめ
の場合にも排水施設が不備な為にそうとうまん水してお
る箇所がございますが、なぜ5000ドル余りを減らさなけ
ればならないか、その理由について、

建設課長～この4目の排水工事であります。これは前年度の場合
は伊佐の方のイーグムアーの工事の政府補助金が含まれ
れておつた訳であります。今年度は排水工事としての補
助がなくて、それで道路の方に回してあります。それで
市と致しましては単独工事と致しまして2000ドルを減ら
してある訳であります。それでこの2000ドルは大謝名、興
志喜その他3件分位を予想して計上されております。

4番～排水施設であります。その外にまん水した箇所が沢山
あると思ひますが、そういった様な所は今年度でやらな

つております。これは車りよりの修繕費でございます。
それから3箇の給料でございます。それが約5,000ドル減
つております。

19番～この給料は500ドル減つたと云うのは、どう云う事ですか
今度ローラーも勘案すれば一応給料も増えると思うが、

建設課長～これは前年度も1名採用する予定でありましたが、そ
れがそのまますえおきになつておる関係上減つておりま
す。

19番～そうすると今度は、区画整理。都市計画そういった道路
技術の面で相当重機待要と思うんですがね、それに対
する人件費が結局去年は2000ドル余り。

建設課長～去年が3930ドルであります。

議長～暫休憩致します。(午後3時10分)

議長～再開致します。(午後3時12分)

議 番～1項の4目であります但排水工事費が前年度に比べて、
5,000ドル余りも削減になつております。去つた大あめ
の場合にも排水施設が不備な為にそうとうまん水してお
る個所がございますが、なぜ5000ドル余りを減らさなけ
ればならないか、その理由について、

建設課長～この4目の排水工事であります但、これは前年度の場
合は伊佐の方のイーグムヤ一の工事の政府補助金が含まれ
れておつた訳であります。今年度は排水工事としての補
助がなく、それで道路の方に回してあります。それで
市と致しましては単独工事と致しまして2000ドルを組ん
である訳であります。それでこの2000ドルは大謝名、真
志喜その他3件分位いを予想して計上されております。

4 番～排水施設であります但、その外にまん水した個所が沢山
あると思ひますが、そういった様な所は今年度でやらな

いお考えであるのか、又やるとすれば大体どの経費の資金があるかどうか、その御説明をお願い致します。更にもう一点、この土木費の中に職員給が入っておりますがなぜその他の職員の給料をこれに計上されたか、残りの建設課の職員の給料は外の費目の中に計上されるのにこれをまとめる事によつて建設課の職員の全職員の給料がすぐ見て分るんじゃないかと思うが、なぜあえてそういうふうに分けて計上してあるのか、それについてご説明をお願いします。

建設課長～お答え致します。先程の排水工事であります。市内には随所に排水の悪い所がありますが、この中で一番今大きいのが普天間三又踏の排水それから前原のキングスクールのうしろの当りが大きいものであります。それで市と致しましてはこの排水はどうしてもこれは市だけの予算ではとても出来ぬ額ではございませぬので、これは今年度工事費計見積をやりまして、それで設計書を作つて直轄市の方から政府の方に当ろうと云うふうに準備しております。特に普天間の場合でも40000位は見えておる訳であります。それから前原の方でも今調査中でありませぬが、これもそういう金額になるんじゃないかと思っております。それでその点市、若しくは、これは大きな問題になりますので出来れば、議会の方でも何か選別して頂きたいと思ひます。それからもう一件であります。これは事業のための職員と云う意味から事業用入件費と云う意味でこれに繰り込んであります。通常の職員とは別にされておる訳です。これは前からそういうふうになっております。

4番～一か所にまとめられないかどうか、まとめると具合悪いですか。

助役～補足申し上げます。予算の編み方の問題でございませぬが方法としてはございませぬが、しかし現在の予算でも1款それから2款それから3款4款それから9款そういうふうにして各款に一応そういうふうな給料的な費目がござ

いお考えであるのか、又やるとすれば大体どの程度の資金がいるかどうか、その御説明をお願い致します。更にもう1点、この土木費の中に取員給が入っておりますがなぜその他の職員の給料をこれに計上されたか、残りの建設課の職員の給料は外の費目の中に計上されるのにこれをまとめる事によつて建設課の職員の全職員の給料がすぐ見て分るんじゃないかと思うが、なぜあえてそういうふうに分けて計上してあるのか、それについて御説明をお願いします。

建設課長～お答え致します。先程の排水工事ではありますが市内には随所に排水の悪い所がありますが、この中で1番今大きいのが普天間三又路の排水それから前原のキングスクールのうしろ当りが大きいものであります。それで市と致しましてはこの排水はどうしてもこれは市だけの予算ではとても出来る額ではございませんので、これは今年度工事設計見積をやりまして、それで設計書を作つて直接市の方から政府の方に当ろうと云うふうに準備しております。特に普天間の場合でも40000位は見えておる訳であります。それから真栄原の方でも今調査中でありまして、これもそうとうな金額になるんじゃないかと思っております。それでその点市。若しくは、これは大きな問題になりますので出来れば、議会の方でも何か運動して頂きたいと思ひます。それからもう1件であります。これは事業のための職員と云う意味から事業的人件費と云う意味でこれに織り込んであります通常の職員とは別にされておる訳です。これは前からそういうふうになっております。

4 番～一か所にまとめられないかどうか、まとめると具合悪いですか。

助 役～補足申し上げます。予算の編み方の問題でございますが方法としてはございますが、しかし現在の予算でも1款それから2款それから3款4款それから9款そういうふうにして各款に一応そういうふうな給料的な費目がござ

いますが、しかし現在の予算でも1款それから2款、3款、4款それから9款そういうふうにして各款に1応そういうふうな目的な費目がございますけれども、特にそういうふうな目的でもつていわゆるこの4款の重機関係運転手或はそういうふうな建設関係又は機械運転手この場合は通常人件費という意味よりは、ある程度投資的なのです、いわゆる事業を行う為の関連する給料であるとか意味から運転手関係の方は土木費に計上した方がより明らかになるといふような事でも従来から分類されておりますが方法としては一つに集めるといふ事も別にさし支えはございませぬが、しかし内容からしますとこの方がかえつてすつきりすると云う様なことでもあります。

4 番～投資的な人件費であるんだと云うことであれば、この事業に携わる職員、例えば設計士、或は又その外測量技師なんかもです、当然これに同じ様に取らねばならぬと云うふうに考えておりますが、その点どうですか、

助 役～その通りそういう方法もあると思えます、しかし一般職員の場合には、いわゆる普通云う技術職員或は事務職員と云う場合には、行政と云うものも同様とされた機材人事でございませぬので、その辺からすると、これとはちよつと往々格を別にしていわゆるこういうふうな計上してあるものと、それから補正申し上げますが、区國整理事業が認可になりますと、今度は特別会計と云うのが設定されることになりますので、そういう場合にはその丁度今特別会計の水道特別会計のあつたいうふうにしてその事業に関連する人件費はそれにきゆう収されるとう思います。

4 番～特別会計の場合は分りますが、一般行政の場合、

議 長～暫休憩致します。(午後3時20分)

議 長～再開致します。(午後3時23分)

16 番～先程4番さんから人件費関係がございましたけれども、4款土木費の中に臨時よう員と云うのがございませぬ

いますが、しかし現在の予算でも1款それから2款、3款、4款それから9款そういうふうにして各款に1応そういうふうな給料的な費目がございますけれども、特にそういうふうな目的でもつていわゆるこの4款の重機関係運転手或はそういうふうな建設関係運転手或は機械運転手この場合は通常人件費という意味よりは、ある程度投資的なですね、いわゆる事業を行う為の関連する給料であると云う意味から運転手関係の方は土木費に計上した方がより明らかになるというふうな事で従来から分類されておりますが方法としては一つに集めるという事も別にさし使えはございませませんが、しかし内容からしますとこの方がかえつてすつきりすると云う様なことあります。

4 番～投資的な人件費であるんだと云うことであれば、この事業に携わる職員、例えば設計師、或は又その外測量技師なんかもですね、当然これに同じ様に取り扱うべきだと云うふうに考えておりますが、その点どうですか、

助 役～その通りそういう方法もあると思います。しかし一般職員の場合にいわゆる普通云う技術更員或は事務更員と云う場合には、行政と云うものも加味された機構人事でございしますので、その辺からすると、これとはちよつと性格を別にしていわゆるこういうふうにしてある訳です。それから補足申し上げますが、区画整理事業が認可になりますと、今度は特別会計と云うのが設定されることになりますので、そういう場合にはその丁度今特別会計の水道特別会計のああいうふうにしてその事業に関連する人件費はそれにきゆう収されるとう思います。

4 番～特別会計の場合は分りますが、一般行政の場合、

議 長～暫休憩致します。(午後3時20分)

議 長～再開致します。(午後3時23分)

16番～先程4番さんから人件費関係がございましたけれども、4款土木費の中に臨時よう員と云うのがございますけれ

1. 2. 3. 5.
とも道路橋梁及び都市計画費その他から区画整理費
についてその臨時よう員者の年末謝礼の率が、1か年分
ますけれども、どう云う根拠が、ありましか、1か年分
上されて1000の350と、100分の200とありま
すけれどもその何が、算定基準について

建設課長～これはこの予算で採用される場合の人員費の場合と、
この場合は9ヶ月になります。それから前年から肩つた
臨時よう員の場合は12ヶ月になる関係で年末手当の支
給が違つて来る訳であります。結局一回分だけ減つて
戻りて来ります。年間通して2回ある年末手当ではあり
ません。今度の採用こういふふうな採りた場合は一回だ
け年末手当が支給されると云う関係で差がある訳です。
ます、そういう率が異つてくる訳です。

1 2 番～1 項 1 目について市長の施政方針の中に道路補修は石粉
さん布をやめて、アスファルト道路を進めて行くこと云う
ふうに基本方針でうたわれておりますが、この道路維持
修繕費にそういう面が組まれてないのはまだ計画されて
ないか必どうか、その点お伺いします。

市 長～予算は10000ドル予定しております。説明書の42ペー
ラの市単独工事と云うのが10000ドルをざいます。

1 2 番～2 4 節の所の10000ドルですね、はい分かりました。

4 番～各項に修繕費が計上されておりますが、同じく重機類の
修繕費と云う事になつておりますが、別に重機を持つ
ておるんじゃないやなくて建設課が持つておりますので、これ
を別々に修繕費として計上した理屈ですね、

建設課長～お答え致します。現在施行されておる事業が以前の土
木工事として施行されておつた訳であります。現在政
府の方でも、土木それから都市計画事業、それから
区画整理事業と云うふうにも然として来た訳であります。
それで我々の市においてもこれの対応費関係も見込みま
してどうしても事業毎にその使用した事業料を閉鎖して

ども道路橋梁及び都市計画費それから区画整理1.2.3.5.についてその臨時よう員者の年末謝礼の率がみんな異なりますけれども、どう云う根拠がありますか、1か年分計上されて100の350と、100分の200とありますけれどもその何か、算定基準について

建設課長～これはこの予算で採用される場合の人件費の場合と、この場合は9ヶ月になります。それから前から居つた臨時よう員の場合は12か月になる関係で年末手当の支給が違つて来る訳であります。結局一回分だけ減つて行く訳であります。年間通して2回ある年末手当であります。今度の採用こういうふうに繰で採用された場合は一回だけ年末手当が支給されると云う関係で差がある訳であります。そういう率が異つてくる訳です。

12番～1項1目について市長の施政方針の中に道路補修は石粉さん布をやめて、アスファルト道路を進めて行くと云うふうに基本方針でうたわれておりますが、この道路維持修繕費にそういう面が組まれてないのはまだ計画されてないか否どうか、その点お伺いします。

市長～予算は10000ドル予定しております。説明書の42ページの市単独工事と云うのが10000ドルございます。

12番～24郎の所の10000ドルですね、はい分かりました。

4番～各項に修繕費が計上されておりますが、同じく重機類の修繕費と云う事になつておりますが、別個に重機を持つておるんじゃないやなくて建設課が持つておりますので、これを別々に修繕費として計上した理田ですね、

建設課長～お答え致します。現在施行されておる事業が以前の土木工事として施行されておつた訳であります。現在政府の方でも、一般土木それから都市計画事業、それから区画整理事業と云うふうに判然として来た訳であります。それで我々の市においてもこれの対応費関係も見込みましてどうしても事業毎にその使用した事業料を明記して

おく必要が出て来た訳であります。それでこの為におきましても、予算の中での事業毎に分けてある訳であります。今までは1本でありましたけれども、分けられておきます。それでこの場合土木に関する場合のブルを使用した場合の修理費は土木費から出る訳であります。それから都市計画事業費の工事をやる場合は都市計画の方から出す様にしております。今後起る区画整理事業の場合は区画整理事業費から出して、それでその明細を書くと、それから予算もこの際はすつきりした予算にして行きたい。云う意味から3本立と云う格好になります。

- 4 番～そうなると、私が考えて仮りにブルトーザーが一ヶ年の年間修理費が900ドルが土木費の中の900ドル、年間修理費があるんだと云うことになる、外ののは不要になつてこないかどうか、やはりこの900ドルの300ドルか、或は又プラスいくらの修理費がかかるのかどうか。

建設課長～今までブルの使用について土木費として組んでありました。修理代であります。事業がはつきりしますとその事業によつて分けて行つた方が良く、例えばその事業をしながら故障した場合はその事業費から出すと云うふうにやつている訳であります。1応土木事業で修理をしてそれで都計で使つて都計でこわれた場合は都計の修理費から出すと云うふうに考えておる訳であります。

- 4 番～年間にいくらですか、

建設課長～2000ドルであります。

- 4 番～2000ドル。ブルの修理費だけですか。

建設課長～ブルだけじゃなくて、これは重機も含まれております

議 長～外になければ進行致します。

議 長～次は第5款の社会及労働施設費に移ります。

議 長～暫休憩致します。(午後3時32分)

議 長～再開致します。(午後3時39分)

議 長～社会及び労働者救済の質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時40分)

議 長～再開致します。(午後4時14分)

議 長～もし質疑があれば善括の場合に質問を続けます。

議 長～次は6款の保健衛生費に移ります。

19番～これの2目の清掃費について質問致します。これ予算からしますと6倍なつて大変結構だと思ひますが、この中に20箇の処に信料及び損料400ドルとなつていますが例によつて例の如く清掃週間の場合に車が車を借りてそしてその汚物を運搬してあげると云つたもんだと思ひますが、如何ですか。

民生課長～そうです。

19番～いわゆる健康都市を宣言しました。これではいわゆるお互いの環境です。ね、肩這これをきれいにすると云うことはこれは当然であります。こういふふうに予算面にかかげる事が最善でありませうが、そういつた面を改善してです。ね、只清掃週間になつたからすぐ車を借りると云つた。そういふふうないわゆる習慣上するんだと云つた事自体そこら辺を考えた事はありますか。従来はです。よ、これは春・夏・秋ですか。3国ですかね。

民生課長～4国です。

19番～その時間になりますとね、やれ清掃週間だと大さわぎをする。そして車が車を借すんだと、然しそれは当然車が借すべきだと云うんじやなくしてです。ね、もう少しその面を云つた環境・衛生と云う面からいわゆる清掃と云う面をです。ね、うんと力を入れればそんな借料なんかいらぬ

議長～再開致します。(午後3時39分)

議長～社会及び労働施設費の質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午後3時40分)

議長～再開致します。(午後4時14分)

議長～もし質疑があれば総括の場合に質問を続けます。

議長～次は6款の保健衛生費に移ります。

19番～これの2目の清掃費について質問致します。これ予算からしますと6倍なつて大変結構だと思ひますが、この中に20郎の処に借料及び損料400ドルとなつていますが例によつて例の如く清掃週間の場合に市が車を借りてそしてその汚物を運搬してあげると云つたもんだと思ひますが、如何ですか。

民生課長～そうです。

19番～いわゆる健康都市を宣言しました。これでいわゆるお互いの環境ですね、周辺これをきれいにすると云うことはこれは当然であります。こういふふうに予算面にかかげる事が最適でありませうが、そういつた面を改善してですね、只清掃週間になつたからすぐ車を借りると云つたそういうふうないわゆる習慣上するんだと云つた事自体そこら辺を考へた事はありますか。従来はですよ。これは春・夏・秋ですか。3回ですかね、

民生課長～4回です。

19番～その時間になりますとね、やれ清掃週間だと大さわぎをする。そして市が車を出すんだと、然しそれは当然市が出すべきだと云うんじやなくしてですね、もう少しそう云つた環境・衛生と云う面からいわゆる清掃と云う面をですね、うんと力を入れればそんな借料なんかいらぬ

と思うんです。そしてこれをいわゆる宜野湾市の中ではお互いの周辺をきれいにするんだという事をですね、ちよつと日常のですよ、習慣としてやらせると云つた様な方法市として考えておりますがどう云うふうな方法でそこまで持つて行くか、そこら辺をお聞きしたい。

民生課長～これに付ましては清掃週間を持つ場合の趣旨としましてもこれは必ずしも年2回、春、秋の清掃週間を持つのはその週間中にやれと云うことではなくて年中たえず清掃をしてもらいたいと清掃観念を植え付ると云うのが大きな目的であります。こうした趣旨の基に市としましてもそう云つた場合に特にきれいにさせようと、そして尚週間以外の何でも清掃はすでにやつてもらいたいと云うことで清掃業者のじんかい処理の場合の業者に対しても充分そう云つた周辺の割り当てた所の地域をきれにする様な方法でやつていると云う様な何にしておりますがやはり習慣と云いますか、清掃週間が来るからその時にやろうという様などうも考え方に變つて来ている様な感じがしております。それでこう云つた観念をなくしようとする様な考えを持つておりますが、まだ具体的にどうと云うことは考えられておりません。そう云つた事を常に考えておりますが、方法についてはまだ考えておりません。

19番～これは私のアイデアでございます。市の清掃関係の係は何名おりますか。

民生課長～保健衛生環境衛生と云うふうに両方に分れておりますが3名でやつております。

19番～そう云う方々は現在の宜野湾市のそういつたじんかい処理と云うのはどういふふうになされておるか、実態をどうされておるか、今宜野湾市の民家の近くの山は足も入れられない程です。實際の話しそう云つた実態を充分にどうされておるかどうか。そしてそういつた面をどう云うふうにすれば解消出来るか、当然それに対しては対策はあるべきだと、ですからその地域の自治会長を通じて

でもよろしいですが、日に1回でも良いし、職員する
事によつてですね、そう云つたものの消は可能じやな
いかところ思うのであります。だから尺予算に計上して
清掃通聞であるから上からの命令だからこれだけ計上し
てやるうと云つた処ですね、かえつてこれは悪い習慣を
結局民衆に感付るためであつて、決して清掃と云う所
目録は達成されないところいうふうに考える所ですか
結局そう云つた面から1つの清掃と云う面に対して1つ
方針を持つてですね、やつてもらいたいと云うのが私の
質問の内容であります。だからそこら通ですね、尺予算
に計上していわれる又そういう時期になりますと云うと
各部落から車の要來が来るでしょう。要來が来る事自体
ですね、日常生活において、ちりの中に住んでいると云
う事です。だからじんかいの中に住む事自体は決してこ
れは健康都市じやないはずですね、そう云つた面を消す
にはどういうふうな方法をされておるかですね、そこ
ら辺を1つ考えてですね、今後の施策を進めて行つて
もらいたいと思うんです。こう云つた面のですね、夫
買とか、或は車買とか云つた様なものが不要になつて
すね、もつとすばらしい施設にこの金が變ること
ですね、期待しております。

4 番 ~ 1頁2目の中の32節でございます。1200ドルの衛生改
善施設工事という事になつておりますが、1000ドルの
2ヶ所分ですか、12箇所ですか、それについてご説明
願います。向あと1件と場費の中に職員手当があります
が、この職員手当、先つきの給料土木事業費の中の給料
であります。そのと場と云う事に携わつていゝる8件
費はなぜその申に入れないかどうか。給料として入れて
この事業毎の諸計費を計上しないかどうか、それにつ
いてご説明願います。

局長課長 ~ 最初の1件についてお答えします。12箇所となつて
おります。衛生改善施設費となつておりますのは65年
度におきましてはこれは工事関係だから又排水関係であ
るのとは幾つかの方で担当した方が良いだらうと云う事
で民衆の方ではこれを幾つかの方に移して6款では取つてな

でもよろしいですが、日に1回でも良いし、総動員する事によつてですね、そう云つたものの解消は可能じやないかところ思うのであります。だから只予算に計上して清掃週間であるから上からの命令だからこれだけ計上してやろうと云つた処ですね、かえつてこれは悪い習慣を結局民衆に植付るためであつて、決して清掃と云う初期目的は達成されないところいうふうに考える訳ですから結局そう云つた面から1つの清掃と云う面に対して1つ方針を持つてですね、やつてもらいたいと云うのが私の質問の内容であります。だからそこら辺ですね、只予算に計上していわゆる又そういう時期になりますと云うと各部落から車の要求が来るでしょう。要求が来る事自体ですね、日常生活において、ちりの中に住んでいると云う事です。だからじんかいの中に住む事自体は決してこれは健康都市じやないはずです。そう云つた面を解消するにはどういふふうな方法をされておるかですね、そこ必
辺ら辺を1つ考えてですね、今後の施策を進めて行つてもらいたいと思ふんです。こう云つた面のもので、人夫賃とか、或は車賃とか云つた様なものが不要になつてですね、もつとすばらしい施設にこの金が變ることをですね、期待しております。

4 番～1項2目の中の32節でございます。1200ドルの衛生改善施設工事という事になっておりますが、100ドルの2ヶ所分ですか、12個所ですか、それについてご説明願います。向あと1件と場費の中に職員手当がありますが、この職員手当。先つきの給料土木事業費の中の給料であります。そのと場と云う事業に携わつている人件費はなぜその中に入れなにかどうか。給料として入れてこの事業毎の諸計費を計上してないかどうか、それについてご説明願います。

民生課長～最初の1件についてお答えします。12箇所となつております。衛生改善施設費となつておりますのは65年度におきましてはこれは工事関係だから又排水関係であるのは建設の方で担当した方が良いだろうと云う事で民生の方ではこれを建設の方に移して6款では取つてな

つたんですが、やはり建設の方の仕事と云いますのはその
の範囲工事の内容が規模が非常に大きい訳でありまして
そこまで手が届かなかつたと、どうしても民生の方の得
んでもつて小さい工事、これは只単なる衛生処置のされ
る程度の工事であります、と云いますのは非水工事であ
ります。下水工事ですね、こう云つたのが是非又民生の
方に復活してもらいたいと云う様な要望や各自議会議長や
市民の戸がございまして再び66年度の方で又これを補助
助して改善して行こうと云うふうに考えておりますが、
今考えておりますのが大体8箇所が普天間一帯ですね、
普天間一帯と申しましても区區整理がなされなかつた標
な終戦直後からのどさくさで家が立てた様な所道路が
れないと云う様な状態にある所こう云つた所であらう
そう云つた所の下水この補助をしてあげようとする事
であります。向、2~3箇所は仮り諸々すて場の設置と
云うふうに考えられております。2点の場合の担当は経
済課の方から説明してもらいます。

議長～暫休憩致します。(午後4時25分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

経済課長～この職員手当の方は、月額7ドルの12ヶ月分早朝普
通の人の勤務状態よりは朝の7時以前に出て仕事を開始
徴収をやっておりますのでそれに対する特殊勤務手当で
あります。

4番～これは打切り7ドルですか。

経済課長～以前は時間外手当で出しておつたんですが、時間外手
当では時間外の確認が出来ませんのでこの場合に早朝
手当と云うあれでの特殊勤務と云う月7ドルを支給して
徴収に関する時間外は含めないと云う事です。これは条
例でもつて認めてもらつて支給してある訳です。宜野湾
市職員の給与に関する条例の中に入つて支給してござ
います。その勤務時間は朝の7時から午後の4時までで
ございます。

つたんですが、やはり建設の方の仕事と云いますのはその範囲工事の内容が規模が非常に大きい訳でありましてそこまで手が届かなかつたと、どうしても民生の方の何んでもつて小さい工事、これは只単なる衛生処理のされる程度の工事であります。と云いますのは排水工事であります。下水工事ですね、こう云つたのが是非又民生の方に復活してもらいたいと云う様な要望や各自協会長や市民の戸がございまして再び66年度の方で又これを補助して改善して行こうと云うふうに考えておりますが、今考えておりますのが大体8箇所が普天間一帯ですね。普天間一帯と申しましても区画整理がなされなかつた様な終戦直後からのどさくさで家が立てた様な所道路が通れないと云う様な状態にある所こう云つた所であります。そう云つた所の下水この補助をしてあげようと云う事でもあります。向、2~3箇所は仮り諾すて場の設置と云うふうに考えられております。2点の場合の担当は経済課の方から説明してもらいます。

議長～暫休憩致します。(午後4時25分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

経済課長～この職員手当の方は、月額7ドルの12ヶ月分早朝普通の人の勤務状態よりは朝の7時以前に出て仕事を滞納徴収をやっておりますのでそれに対する特殊勤務手当であります。

4番～これは打切り7ドルですか。

経済課長～以前は時間外手当で出しておつたんですが、時間外手当では時間外の確認が出来ませんのでこの場合に早朝手当と云うあれぞの特殊勤務と云う月7ドルを支給して徴収に関する時間外は含めないと云う事です。これは条例でもつて認めてもらつて支給してある訳です。宜野湾市職員の給与に関する条例の中に入つて支給しております。その勤務時間は朝の7時から午後の4時まででございます。

4 番～じや所定の労働時間じやないですか、

経済課長～そうではあるんですが、普通の人より朝が早いあれで
ですわ、そういう特殊勤務手当と云う様なことでやつて
居ります。

4 番～そうなりますと保育所の場合、あれも7時から勤務する
事になつておるんだが、あれも特殊勤務手当に該当する
んですか、どうなりますか。

助 役～補正申し上げます。只今の件は去年の特殊勤務を繰括し
まして御審議して頂いた新しいいわゆる手当の談定でござ
いまして、只今の保育所の件については特殊勤務手当
ぞやるか、いわゆる定額型切りのですわ、或は時間外ぞ
やるか、その方法についてはどつちぞやると云うことは
決めておりませんが、最もその本人に有利になる方法で
上げようと云う調です。

議 長～次の7款の産業経済費まで上迄進めたいと思います。

4 番～じや所定の労働時間じやないですか、

経済課長～そうではあるんですが、普通の人より朝が早いあれで
ですな、そういう特殊勤務手当と云う様なことでやつて
居ります。

4 番～そうなりますと保育所の場合、あれも7時から勤務する
事になつておるのだが、あれも特殊勤務手当に該当する
んですか、どうなりますか。

助 役～補足申し上げます。只今の何は去年の特殊勤務を総括し
まして御審議して頂いた新しいいわゆる手当の設定でござ
いまして、只今の保育所の何については特殊勤務手当
だやるか、いわゆる定額打切りのですな、或は時間外で
やるか、その方法についてはどつちでやると云うことは
決めておりませんが、最もその本人に有利になる方法で
上げようと云う訳です。

議 長～次の7款の産業経済費まで1応進めたいと思います。

議長～暫休願いたします。(午後4時29分)

議長～再開いたします。(午後4時50分)

18番～共進会についてちよつとお伺いいたします。市長は共進会の持方は今年度から変えるというふうな説明でございましてが、予算とも関連しますし、いかような方式でなされる構想であられるか、尚当月の催し等についてどういふふうにご考えていますか。

市長～共進会の持方でありまして、今まで余興としてとうぎゆうに1,000\$出しておりましたが、これをとうぎゆうをやらんで、共進会の表彰授与式の式をやつたりするをいと思ひまして、これを屋内で表彰式をやるといふ事に考えておるのであります、その余興として屋内でありますので、ちよつとした余興を考へる訳であります。とうぎゆうと共進会の表彰式を別にはつぎゆうしたいと。

18番～共進会を屋内でやるという事になると限られた屋内しか市にはございせんので、特になんかそれに参加出来ないだといふふうになると私は思ふんですが、去年あたり、中都振興会も共進会のありかたを検討すべく、一応去年はなかつたんだといふふうにお記しておりましたが、その辺の中都振興会あたりにおいて共進会の持方、そのものの検討の結果についてです、出ておればその辺の説明をお願いしたいんですが、そこで屋内でするんだといふふうな事はゆるる共進会そのものの持方について市長が考えておる効果はいかような所の効果面を狙つておるか、その辺の説明をお願いしたい。

市長～今までの共進会の表彰授与式が、表彰授与式というものなつてしまつて、とうぎゆうというものなつておるんじゃないかと思ふ訳です。それでその共進会の表彰授与式には、ちよつとその審査の方法とか、或は今後なすべき問題点とか、これを充分市民が農家の方々が充分聞いていただいて、或は又改

議長～新休憩いたします。(午後4時29分)

議長～再開いたします。(午後4時50分)

18番～共進会についてちよつとお伺いいたします。市長は共進会の持方は今年度から変えるというふうな説明でございましたが、予算とも関連しますし、いかような方式でなされる構想であられるか、尚当日の催し等についてどういうふうに考えていますか。

市長～共進会の持方ではありますが、今まで余興としてとうぎゆうに1,000 \$ 出しておりましたが、これをとうぎゆうをやらんで、共進会の表彰授与式の式をけつきりしたいと思ひまして、これを屋内で表彰式をやるという事に考えておるのであります、その余興としては屋内でありますので、ちよつとした余興を考ふる訳であります。とうぎゆうと共進会の表彰式を別にはつきりしたいと。

18番～共進会を屋内でやるという事になると限られた屋内しか市にはございませぬので、特定な員数しかそれに参加出来ないんだというふうになると私は思ふんですが去年あたり、中部振興会も共進会のありかたを検討するため一応去年はなかつたんだというふうに記しておくしておりますが、その辺の中部振興会あたりにおいての共進会の持方、そのものの検討した結果についてです、出ればその辺の説明をお願いしたいんですが、そこで屋内でするんだというふうな事はいわゆる共進会そのものの持方について市長が考ふる効果面はいかような所の効果面を担つておるか、その辺の説明をお願いしたい。

市長～今までの共進会の表彰授与式が、表彰授与式というものがその従になつてしまつて、とうぎゆうというものが主体になつておるんじゃないかと思ふ訳です。それでその共進会の表彰授与式には、ちやんとその審査の方法とか、或は今後なすべき問題点とか、これを充分市民が農家の方々が充分聞いていただいて、或は又政

府あたりからの助言を充分聞いてもらうという事にしなければいけないんじゃないかという事でありまして。又今までの共進会で表彰式でとうぎゆうをしたためにそのとうぎゆう自体が興業という事も考えられますしつまりこのとうぎゆうに主力を注ぐという様な事になつてはいかんじやないかと思ふ訳です。又中部市町村会としても、今年共進会をやる様になつておりますが、その共進会の出品の問題点については、充分研究して今までのあり方を變えて行こうという様な事になつております。

18番～行事の持方については、今までは主が共進会の中では余興に主がとられていたんだと、その辺の問題は共進会そのもののあり方についての行事そのもののあり方という面で特に聞きしておきたいのは、共進会の是非について、更に今までの従来の共進会のあり方は多さいになつてしまつて、共進会そのものからは、ちよつとえん遠い様な事になつたんだというふうに去年のお話がございましたが、今の説明で振興会あたりでも今年からやる事になつたというふうな説明ですが、今までの従来の共進会のあり方と、中部振興会あたりでやる事になつたという共進会のあり方において、いかなうな内容が違つておるかですね、と申し上げますのは、例えば直接ここにもあります様に市の共進会とも密接なつながりがございます。そういう事もありますので、やはり市において、今構想をえがいておる所の共進会のあり方は直接生産にもつながるし、尚ほいは市の共進会にもつながる問題でありますので、一応ここです。市の計画している所の共進会そのもののあり方についてですね、もし今そういうふうなのが内容を持つておられるんだつたら説明願います。

市長～共進会の出品の問題になる訳でありますか。審査の方法ですか。

18番～共進会の是非ですね。共進会はなぜ共進会をしなければならぬのかですね。中部振興会当りで共進会の是非が論じられまして、一応は去年あたりおあずけにな

つたんだと、そこで今度からやられる事になつたという事ですが、いかようなる方法で今度からやる事になつたのかですね。そのねらいはどこにあるかですね、その辺の説明をお願いします。

市長～共進会を廃止しようという事は考えておりません。市においてはこれは産業育成のため或はその他の奨励業としてやつて行かなければいけない訳ですが、その今までの出品のやり方とか、又或は審査の仕方、これは当然変えるべきじゃないかと考えております。例えばぶたの100日勝負とかいつた様な事が今までずっとなされるという事はぶたを油を沢山作るという勝負になつておつて、或は又そのもうかつるための共進会にしなればいけないという事は、只何坪拾坪か相当の経費をかけて只1等になるという様な共進会の持方では困ると、これはその持方を中味を変えて行けば充分又なり立つんじゃないかと思う訳です。それから中部のものは昨年隔年に持とうという事で昨年はやめた訳であります。その後色々問題がありまして4年に1回持とうとかいう様な事も話が出まして、ながらもちようちよとしておりましたが、今年はちよう度隔年になりますので、今年はやつて又更に後の事は考えて行こうと、ずっと継続して隔年やるという事も、まだ決つてない訳です。

議長～暫休憩いたします。(午後4時59分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～只今定刻5時であります。本日の日程が全部終了しておりませんので、後暫く時間延長をしたいと思います。が、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定いたします。

議 長～暫休願いたします。(午後5時1分)

議 長～再開いたします。(午後5時2分)

8 番～7日の街路灯の設置奨励費は今年度も計上されて結構に思いますが。この内容につきまして4日の本会議から質疑はあつたんですが、この予算説明の内容から目を通してみますと、それぞれ中央通り会或は安谷壱通りでいさ通りと各々各20%という助成の計上額であります。いわゆる補助金交付規定からすると、街灯設置補助は40%というふうになつております。私がお伺いしたいのは、いわゆる都市地区の明るくという意味は1つのけい色にもなるし又半面防はん灯という意味にもなると思えます。そういう観点からいたしまして補助金の交付規定では40%以内という文くがうたわれておりますけれども、なぜ最高度の枠内にそれぞれ補助を与えて、精一杯の補助を与えて出来なかつたかどうか、補助が出来るもんだから、どうせ補助が出来るものなら交付規定の約半分50%以内に留めておけば良いんだという様な気持ちで出されたのかどうか、その辺を御説明願います。

助 役～代つて御説明申し上げます。この方は従来設置の申請もわずかでございましたが、今年度は大夔町のそういう進歩の動きが出来まして、おる時期における、いわゆる大夔消極的ではあります。その後動きが活発になり、各通りこれにかかげてあるのは、4箇所でありますが、そうとうの計費を投じた計画が各通りによつて計画されておると、それで補助規定においては40%以内というふうになつておりますが、今回はこういうふうな設置箇所も非常に多くございまして、財政の関係で20%の助成というふうなしか得られなかつたというふうな結果として出ております。只これだけ申し上げたいのは、この时期的にある箇所沢山の箇所が1回に3年度にまたがつて出されたので、規定も市長の方でも出来るだけ規程の最高額の範囲で助成をしたというふうなお気持ちでおられる様であります。財政の関係で一応20%の線で行こうというふうなこと

で計上してあります。

市長～出来るだけ地元負担をやる事によつて沢山のものが出来る筈という事も念頭においてあります。

8 番～おつしやる通り予算上の面からしまして、今回の補助率も一率に20%というふうになつておりますが、各通り会から街灯設置の補助申請があつた場合に各通りにおきまして補助金の立地条件と申しましようか、いわゆる街灯と街灯との区間の問題、そういつたものも充分検討されたかどうか、申請が沢山のたので、公平に20%やろうということをやつたのか。

市長～それは検討してやつております。特に重要な所を先にするというふうに考えてやつております。又アスファルトの道路と是非いつしよにやらなければいけない様な道路も考えてやつております。これは神宮前の通りがありますが、これを今度出来なければ外のアスファルト道路の所に持つて行くという様な事も考える訳でございます。

8 番～1見して見た場合に安谷屋通りは御覧の通りまだアスファルトも敷かれてない、それからでいゝ通りはなる程拒離的には相当の距離があるんだが、どつちかという片方は商店街であり、片方は家族部隊にやつておるんだが、こういつた点はどの様な設置計画になつておるのか。

経営課長～でいゝ通りにおきましては、片面です現在の排水とカッターとの間に取り付るという計画であります。そしてその内容においても、額が大きいんですが、こちらの場合には、水銀灯を使つて配線は地下ケーブルで大きな計画で、でいゝ通りの方は考えています。経費維持管理の方は1回線ずつ空中からやるよりは、地下ケーブルの方が非常にもちが良いとか、そういつた関係から非常に良いというあれで、額は増しても個人負担を多くしても後の維持管理から見たら、あれが良いんじゃないかと思つております。地下ケーブルとの方

がそうすれば横断する道とか、そういうふうなものがあつても、そうさしさわりがないと、地下ケーブルが出来るだけ、そういう方面にやつて行けば外観も良いと思います。

8 番～安谷屋通りはどのような計画ですか。

経済課長～安谷屋通りの方は普通の本町通りですか、そこに設置されている様なケーブルを使つての街灯です。

8 番～もう1つ今度は要望としてお願いしたいと思つておりますが、先程助役からも詳しく御説明がありましたけれども、充分分つておりますけれども、とにかく通り会といたしましては補助金の交付規程という様な40%以内と、以内だから或は10\$でも以内、1\$でも以内と極端に申し上げますと、そういうふうになるんですが、しかし補助規程40%とあるからには、もち論予算とのにらみ合せももち論これは大事な事ではあります。こういう様な申請という事は1～2月頃か思来うんです。そういつた場合には充分検討されて、出来事からすれば50%以内の事ならば粋いつばいに50%といわずに、もう少し検討されてより多くの補助をして街頭を設置させる様にしてもらいたいと思ひます。これが普通の補助規程の事業とは違つてです。わ、都市の美化という面からと、それから夜の防はん灯とか、そういつた様な大局的な立場から検討した場合に実際問題として必要な、これは問題であると思ひますから今後そういう様な面に問題が出ましたら要求いつばいに検討してもらふ様に要望します。

議 長～外にございませんか。

議 長～なければ、進行いたします。

議 長～次は8款の財産費、9款の選挙費、10款の公債費、11款の諸支出金、12款の予備費以上の質疑を願ひます。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時13分)

議 長～再開いたします。(午後5時40分)

議 長～本日の日程が全部終了いたしましたので、これを以つて本日の会議を終ることにいたします。
尚明日は午前10時より再開いたします。(午後5時41分)

議長～暫休憩いたします。(午後5時13分)

議長～再開いたします。(午後5時40分)

議長～本日の日程が全部終了いたしましたので、これを以つて本日の会議を終ることにいたします。
尚明日は午前10時より再開いたします。(午後5時41分)